不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>一般廃棄物処理基準不適合による処分業者等に対する支障の除去のための措置命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条の４第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>市民生活部環境課生活環境係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第１９条の４第１項の規定による。
（措置命令）
第１９条の４　一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第３号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第１９条の７において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第６条の２第１項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第６項若しくは第７項又は第７条第１４項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第１項及び第１９条の７において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成２８年６月２７日最終変更）</td></tr>
</table>